

## IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の主な開示項目

### イントロダクション

- 連結プロジェクトでは、我が国の連結の範囲に関する会計基準の検討の範囲を SPE の連結に限定するか（2009 年 2 月論点整理参照）、すべての会社とするかを検討することとし、そのために、連結・特別目的会社専門委員会では、我が国の会計基準と IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」との差異、仮にそれらの考え方を採用した場合の影響度合いの把握を行い、内容の検討を行ってきている。
- IASB からは、上記の他にも、同時期に IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」が公表されている。
- IFRS 第 12 号では、IFRS 第 10 号や IFRS 第 11 号で支配等の判定の対象となった企業について、その関与の内容やリスクなど、企業の財政状態等への影響を利用者が評価できるようにするための開示項目を包括的に定めている。これらの中には現行の我が国の会計基準にはない開示要求も含まれており、IFRS 第 10 号及び IFRS 第 11 号の検討と同様に、開示項目の内容や差異の影響の把握が必要と考えている。
- 本資料では、IFRS 第 12 号において要求されている開示項目について、個別に重要と考えられる項目に焦点を当て、より具体的な内容を把握し、現行の我が国の基準における開示項目との差異を検討している。

### （１）適用範囲

- 次のいずれかへの関与を有する企業が適用しなければならない（第5項）。
  - (a) 子会社（連結している組成された企業も含む）
  - (b) 共同支配の取決め（共同支配事業又は共同支配企業）
  - (c) 関連会社
  - (d) 非連結の組成された企業

#### 「組成された企業」の定義

誰が企業を支配しているのかを決定する際に、議決権又は類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業（あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など）  
（B21項）

<sup>1</sup> IFRS 第 10 号では、すべての企業に適用される単一の「支配」概念を設けることとしており、「組成された企業」の概念は用いないこととされた。一方で、金融危機以降組成された企業への関与により晒されているリスクについての透明性の欠如が指摘されており、IFRS 第 12 号の開示目的のためには、通常の事業を営む典型的な企業以上の開示要件を求めるために基準内に定義が必要であると判断されたため。

### （２）開示項目

- IFRS 第12号にて要求されている開示項目は、次のとおりである（各開示項目の詳細については、審議事項(2)-参考資料 を参照）
  - 重大な判断及び仮定（支配、共同支配、重要な影響力の判定上の判断・仮定）  
子会社について
    - (i) 企業集団の構成
    - (ii) 非支配持分が企業集団の活動及びキャッシュ・フローに対して有している関与
    - (iii) 企業集団の資産へのアクセス又は利用及び負債の決済を行う能力に対する重大な制約の内容及び範囲
    - (iv) 連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容及び変動
    - (v) 支配の喪失に至らない子会社に対する親会社の所有持分の変動の帰結
    - (vi) 報告期間中の子会社に対する支配の喪失の帰結
  - 共同支配の取決め（共同支配事業、共同支配企業）及び関連会社について
    - (i) 共同支配の取決め及び関連会社への関与の内容、程度及び財務上の影響
    - (ii) 共同支配企業及び関連会社への関与に関連したリスクの内容及び変動
  - 非連結の組成された企業について
    - (i) 非連結の組成された企業への関与の内容及び程度
    - (ii) 非連結の組成された企業への関与に関連したリスクの内容及び変動

### （３）今回検討の対象とする開示項目

- 本委員会では、(2)にて示した開示項目のうち、重要な変更ないし我が国の基準との比較で重要と考えられる開示項目について取り扱うこととする。
  - ◇ 重要性のある非支配持分がある子会社について（(ii)：開示項目1）
  - ◇ 共同支配の取決め及び関連会社について（(i)：開示項目2）
  - ◇ 組成された企業（連結だけでなく非連結も含む）について（(i)(ii)：開示項目3）
- 以下では、上記3つの項目を中心に内容について検討している。

**（開示項目１）重要性のある非支配持分がある子会社について**

**（１）IFRS 第12号における取扱い**

- IFRS 第12号においては、子会社の名称、主要な事業場所、所有持分の割合（非支配持分が保有している議決権の割合）報告期間中に非支配持分に配分された純損益、報告期間末における子会社の非支配持分の累積額、子会社に関する要約財務情報についての開示を要求している。
- なお、開示対象は、子会社すべてではなく、報告企業にとって重要性のある(material to the reporting entity) 非支配持分がある子会社（単体ベース）についてである。

【図表１】開示イメージ<sup>2</sup>（重要性のある非支配持分がある子会社別の開示<sup>3</sup>）

		子会社名	
		事業場所	
所有持分割合（所有持分割合と異なる場合、議決権割合追加）		XX%	
報告期間中に子会社の非支配持分に配分された純損益		XX	
報告期間末における子会社の非支配持分の累積額		XXX	
非支配持分に対して支払った配当		XX	
要約財務情報	BS	流動資産	XXX
		非流動資産	XXX
		資産合計	X,XXX
		流動負債	XXX
		非流動負債	XXX
		負債合計	X,XXX
	PL	収益	X,XXX
		純損益	XXX
		その他の包括利益	XX
		包括利益	XXX
	CF	営業活動によるキャッシュ・フロー	XXX
		ネット・キャッシュ・フロー	XXX

**（２）日本基準における取扱い**

- 日本基準において、重要性のある非支配持分（少数株主持分）がある子会社について、要約財務諸表の開示を求める規定はない。
- なお、財務情報ではないが、連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が100分の10を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額の記載を求める定めはある。（企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式記載上の注意(28)）

<sup>2</sup> IASB/FASB の 2010 年 7 月合同会議資料内で示された具体例を用いて、ASBJ スタッフが作成。

<sup>3</sup> なお、類似する企業への関与に関して集約することが開示目的と整合的で、提供される情報が曖昧とならない場合には、集約することができる(B3 項)とされている。また集約のレベルとして適切となる可能性のあるものとして、活動の性質、業種分類、地区的区分が挙げられている(B6 項)。

関係会社の状況 h)。また、それらの各項目について、当該子会社の連結ベースの情報を開示することが要求されており、連結会社間の相殺前の金額の開示を行うことを要求している IFRS 第 12 号とは開示金額等が異なってくると考えられる。

### （３）専門委員会における意見

- 第 66 回特別目的会社専門委員会（5 月 31 日開催）において、この論点を取り上げ、審議を行っている。専門委員からは主に、要約財務情報の開示について、重要性のある非支配持分がある子会社それぞれについて要求することの負担感を指摘する意見があった。

（開示項目２）共同支配の取決め及び関連会社について

（１）IFRS 第 12 号における取扱い

- IFRS 第 12 号では、IFRS 第 11 号において分類される共同支配事業（joint operation）共同支配企業<sup>4</sup>（joint venture）及び関連会社について、それぞれ異なる開示項目を定めている。

【図表 2】共同支配事業、共同支配企業、関連会社についての開示比較

	共同支配事業	共同支配企業	関連会社
関与の内容、 程度及び財 務上の影響	a. 名称	a. 名称	a. 名称
	b. 関係の内容	b. 関係の内容	b. 関係の内容
	c. 主要な事業場所	c. 主要な事業場所	c. 主要な事業場所
	d. 所有持分割合	d. 所有持分割合	d. 所有持分割合
	-	e. 会計処理	e. 会計処理
	-	f. 要約財務情報	f. 要約財務情報
	-	g. 連結資産・負債への 制限	g. 連結資産・負債への 制限
リスクの内 容	-	a. コミットメント	a. コミットメント
	-	b. 偶発負債	b. 偶発負債

- 共同支配事業から生じる資産及び負債は、報告企業の財務諸表で認識されているため、共同支配事業についての要約財務情報は不要とされている（BC52 項）。

【図表 3】開示イメージ（重要性のある共同支配企業及び関連会社別の開示）<sup>5</sup>

		共同支配企業 （関連会社） 主要な事業場所	
共同支配企業（関連会社）との関係		当社製品の一部製造	
所有持分割合（所有持分割合と異なる場合、議決権割合）		XX%	
投資に対する会計処理		持分法	
共同支配企業（関連会社）から受け取った配当		XX	
要約財務情報	BS	流動資産	XXX
		現金及び現金同等物（共同支配企業）	XXX
		非流動資産	XXX
		資産合計	X,XXX
		流動負債	XXX
		流動金融負債（共同支配企業）	XXX

<sup>4</sup> なお、共同支配企業の原文は、旧 IAS 第 31 号では、Jointly controlled entity であり、IFRS 第 11 号では Joint venture である。

<sup>5</sup> 開示イメージは、IFRS 第 12 号の規定をもとに、ASBJ スタッフが作成したもの。

## 審議事項（２）

		非流動負債	XXX	
		非流動金融負債（共同支配企業）	XXX	
		負債合計	X,XXX	
	PL		収益	X,XXX
			継続事業からの純損益	XXX
			減価償却額又は償却額（共同支配企業）	XX
			金利収益（共同支配企業）	XX
			金利費用（共同支配企業）	XX
			非継続事業からの税引後の純損益	XX
			法人所得税費用（共同支配企業）	XX
			その他の包括利益	XXX
			包括利益	XXX

（注）網掛部分は、共同支配企業に追加的に開示を要求している（関連会社には要求されていない）。

【図表４】開示イメージ（持分法で会計処理をしている重要性のない共同支配企業及び関連会社に関する開示）<sup>6</sup>

	重要性のない 共同支配企業に ついての合計額	重要性のない 関連会社に ついての合計額
継続事業からの純損益	XXX	XXX
非継続事業からの税引後の純損益	XX	XX
その他の包括利益	XXX	XXX
包括利益	XXX	XXX

### （２）日本基準における取扱い

- 日本基準においては、重要な関連会社がある場合、企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」第 11 項において、貸借対照表項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、純資産合計など）及び損益計算書項目（売上高、税引前当期純利益、当期純利益など）の開示が要求されている。
- 但し、日本基準においては重要な関連会社のそれらの項目について、合算した金額を開示するのに対して、IFRS 第 12 号においては重要な共同支配企業及び関連会社それぞれについて要約財務情報を開示することが要求されている点で取扱いが異なる。
- なお、企業会計基準第 11 号第 10 項では、関連当事者の概要、関係、取引内容、取引金額、債権債務に係る情報についての開示が要求されている。

### （３）専門委員会における意見

- 第 70 回特別目的会社専門委員会（8 月 31 日開催）において、この論点を取り上げ、審議を行っている。専門委員からは主に次のような意見があった。

（開示負担について）

<sup>6</sup> 開示イメージは、IFRS 第 12 号の規定をもとに、ASBJ スタッフが作成したもの。

- ✓ 不動産においては様々なプロジェクトにおいて共同事業を行っている。それらは共同支配の取決めに該当するのか、該当とする場合、事業それぞれについて定性的な情報を開示するとすればかなりの開示負担になる。また、そのような開示が果たして利用者にとって有益な情報となるのか疑問である。

（開示対象について）

- ✓ 個社それぞれについての開示が要求されているが、合算での開示でないと実態を的確に表さないような場合がある。例えば、販社のように、個々は重要性がない関連会社だが、集約した場合には重要となる場合が考えられる。

**（開示項目３）組成された企業（連結及び非連結）について**

**（１）IFRS 第 12 号における取扱い**

- 金融危機以降、組成された企業を通じて企業が行っている投資及び証券化活動に関する開示の欠如への懸念が高まり、連結している組成された企業だけでなく、非連結の組成された企業への関与に関する具体的なリスクの開示の導入が求められていた。
- このため、IFRS 第12号においては、事業を営む通常の企業とは異なる開示が、連結している組成された企業及び非連結の組成された企業それぞれについて要求されている<sup>7</sup>。

【図表５】連結している組成された企業と非連結の組成された企業についての開示比較

	連結	非連結
<b>組成された企業</b>	a. 支配の決定に関する重要な判断及び仮定	a. 支配の決定に関する重要な判断及び仮定並びに <b>組成された企業への関与</b> （ ）
	b. 非支配持分が有する持分	-
	c. 連結資産・負債への制限	-
	d. <u>支配</u> に伴うリスクの内容及びその変動（ ）	d. <u>関与</u> に伴うリスクの内容及びその変動（ ）

**支配に伴うリスクの内容及びその変動**

- 連結している組成された企業に対して、親会社又は子会社が財務的支援を提供することを要求する可能性のある契約上の取決めの条件<sup>8</sup>、また契約上の義務なしに財務的支援又は他の支援を提供した場合にはその支援の種類及び金額、その理由、そして財務的支援又は他の支援を行う現在の意図について、開示することが要求されている。

**組成された企業への関与**

- 非連結の組成された企業への関与に関する定性的情報及び定量的情報<sup>9</sup>、また報告日現在で関与を有していないために、下記 の情報が開示されていない非連結の組成された企業のスポンサーとなっている場合、どのようにスポンサーとなることを決定したか、報告期間中のその組成された企業からの収益、報告期間中に組成された企業に

<sup>7</sup> なお、作成者のコストに関しては、組成された企業を組成する作成者は、組成された企業から必要な情報を求める立場にあり、リスク管理目的で既に入手していることもあると予想しており、当該開示項目について作成者にとって過度なコストにはならないと考えられている（2010年7月IASB/FASB合同会議）。

<sup>8</sup> 例えば、組成された企業の資産の購入又は財務的支援を行う義務に関連した、流動性の取決め又は信用等级付のトリガーなどを指す（第14項）。

<sup>9</sup> これには、組成された企業の内容、目的、規模及び活動、並びに組成された企業の資金調達方法が含まれるが、これらに限らない（第26項）。



移転された全資産の帳簿価額について開示が要求されている。

**関与に伴うリスクの内容及びその変動**

- と同様に、契約上の義務なしに財務的支援又は他の支援を提供した場合にはその支援の種類及び金額、その理由、また財務的支援又は他の支援を行う現在の意図について開示することが要求されている。
- 但し、非連結の組成された企業については、追加的に、関与に関して投資者の財務諸表に認識した資産及び負債の帳簿価額、その科目、関与から生じる損失に対する企業の最大エクスポージャーを最もよく表す金額についても開示が要求されている。

【図表 6】開示イメージ（非連結の組成された企業のリスクに関する開示）<sup>10</sup>

財政状態計算書上の表示科目	帳簿価額	関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額		
		出資	信用保証	合計
貸付金	XXX	XX	-	XX
有価証券	XXX	XX	-	XX
金融保証契約	XXX	-	XX	XX
合計	XXX	XX	XX	XX

**（関与（interest in）について）**

- IFRS 第 12 号では「関与（interest in）」を、「契約上であろうと契約外であろうと、他の企業の業績からのリターンの変動性に企業を晒す関与（involvement）」としている。
- ただし、IFRS 第 12 号では、どのような場合に「関与」に該当するか詳細な定めは設けられていない。この点、米国会計基準における類似の開示規定が参考となる。
- 米国会計基準では、類似のものとして主たる受益者（VIE を連結する企業）でない場合の「変動持分（variable interest）」を保有に関する開示（FASB-ASC 810-10-50-4）がこれに該当する。米国会計基準には、どのような場合に変動持分に該当するかについて詳細な定めがある。
- IFRS 第 12 号の結論の根拠 BC80 項では、IFRS 第 12 号の「関与」は米国会計基準と同様に解釈されている（interpreted in a way similar）と記述されており、上記の変動持分の保有に係る開示と対象と同様となることが示唆されている<sup>11</sup>。
- 以上より、一般的には、IFRS 第 12 号で定める「関与」に関する開示の対象は、米国会計基準における「変動持分の保有」に関する開示の対象と同様のものと考えられる。

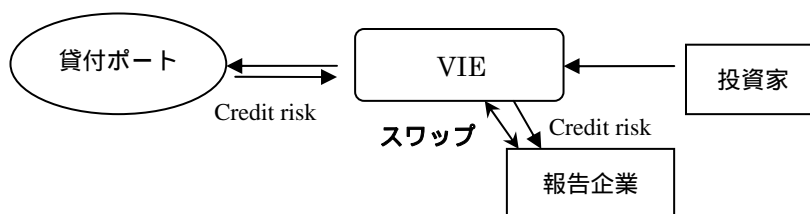
<sup>10</sup> 平成 20 年 12 月に公表された IASB 公開草案（ED10）設例、及び米国基準に基づいて作成された上場企業の 2010 年度年次報告書（参考資料(2)参照）を用いて、ASBJ スタッフが作成。

<sup>11</sup> もともと、IASB における過去の検討過程では、変動持分の保有者の開示と概ね同様となることを確認しつつ、米国会計基準のような詳細な規準までは導入しないこととされている（2010 年 7 月 IASB 会議のスタッフペーパー 5A 参照）。

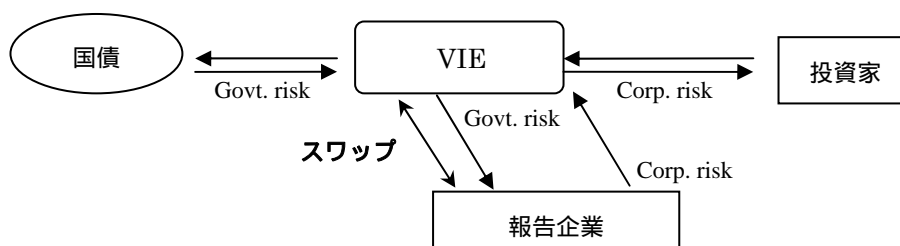
（参考）米国会計基準における変動持分の開示

- 米国会計基準では「変動持分」を「変動持分を除く VIE の純資産の公正価値の変動に伴い変動する契約持分、所有持分又はその他金銭による持分」と定義している。
- ある商品がこの定義を満たすためには、それが変動性を吸収するものでなければならず、変動性を生み出すものであってはならない。
- 例えば、次のような例が挙げられる<sup>12</sup>。

（例 1）



（例 2）



- 上記の 2 つの例において、報告企業が変動持分事業体（VIE）と締結しているスワップが「変動持分」に該当すれば、報告企業は、前述の開示イメージのような定量的情報の開示が必要となる。
  - （例 1）VIE の目的と設計から、VIE が生み出すリスクはクレジットリスクであり、スワップ<sup>13</sup>を通じて報告企業が当該リスクを引き受けている。したがって、スワップは変動持分に該当し、開示が必要となる。
  - （例 2）VIE の目的と設計から、VIE が生み出すリスクはある企業のリスクである（国債リスクではない）。スワップ<sup>14</sup>を通じて、報告企業は当該リスクを生み出しており、引き受けてはいない。したがってスワップは変動持分ではなく開示は不要となる。
- IFRS 第 12 号の「関与」を米国基準の「変動持分の保有」と概ね同様と考えるのであれば、IFRS 第 12 号においても、例 1 の場合は関与に当たり、例 2 の場合は関与に当たらないこととなる。

<sup>12</sup> 2010 年 7 月 IASB 会議のスタッフペーパー 5A 参照。

<sup>13</sup> 一般に、クレジットデフォルトスワップが用いられる。

<sup>14</sup> 一般に、トータルリターンスワップ（TROR）が用いられる。

（２）日本基準における取扱い

- 企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」では、一部の特別目的会社（企業会計基準第 22 号第 7-2 項により、子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社））について、一定の開示を求めているが、組成された企業に関する包括的な開示は特段定められていない。
- なお、開示対象特別目的会社は、企業会計基準第 22 号第 7-2 項にて、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行され、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものとされている。一般的には、資産流動化（不動産・金融債権）に利用した特別目的会社について開示される場合が多く、仮に IFRS 第 12 号を適用する場合には、開示対象<sup>15</sup>の範囲が拡大することになると考えられる。

（３）専門委員会における意見

- 第 66 回及び第 70 回特別目的会社専門委員会において、この論点を取り上げ、審議を行っている。専門委員からは主に次のような意見があった。

（開示対象について）

- ✓ 非連結の組成された企業の開示は、非常に広い範囲を含んでいるのではないか。（例えば、不動産 SPE は、場合によっては不動産会社と銀行の双方で注記されることがあり得るのではないか。）

（スポンサーとなっている企業の開示について）

- ✓ スポンサーとなっている企業についての定義付けがなされておらず、どのような企業がスポンサーとなっているかの判別が不明瞭である。
- ✓ 関与を有していないにも関わらず、非連結の組成された企業についてスポンサーとなっている場合に開示が要求されている項目については負担が大きい。

（組成された企業の定義について）

- ✓ 日本における特別目的会社と IFRS 第 12 号の組成された企業について整理が必要である。

以上

<sup>15</sup> IFRS 第 12 号において、組成された企業とみなされる企業の実例として、証券化ビークル、資産担保証券、一部の投資ファンドを挙げられている。